

ID: 643

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	手当の不支給		
法令名 根拠条項	児童手当法 第10条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の規定による。 (支給の制限)</p> <p>第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日